

5. 子どもの療養を支えたい

(1) 入院中の教育支援、復帰支援

小児がん治療は、長期入院を伴うことがあります。すべての子どもは、それぞれの成長発達に応じた教育を受ける権利を有しています。治療が優先になりがちであっても教育を受け続けることは、子ども自身が病気と闘い、退院してから元の学校に通いたいという意欲の原動力にもつながります。

■ 沖縄県立森川特別支援学校

沖縄県内の8つの病院には、病気やケガで長期の入院を必要とする小・中・高校生が、入院治療中でも安心して学校教育が受けられるよう、森川特別支援学校による訪問学級が開設されています。



沖縄県立森川特別支援学校のホームページ
<http://www.morikawa-sh.open.ed.jp>

訪問学級が設置されている病院

病院名	小・中学生	高校生
県立北部病院	○	—
県立中部病院	○	—
中頭病院	○	—
琉球大学医学部付属病院	○	○
那覇市立病院	○	—
沖縄赤十字病院	○	—
沖縄協同病院	○	—
県立南部医療センター・こども医療センター	○	○

■ 訪問学級の特徴

- ・ 訪問学級での一週間の学習時間は6～7時間程度で、治療日程や体調に合わせた学習が可能です。
- ・ 授業は教室での学習を基本としますが、状況に応じて無菌室等を含むベッドサイドでの学習にも対応しています。
- ・ ICT (Skype : 映像付きの会話が可能) を活用し、入院前に在籍していた学校 (以降、「前籍校」と記載) や、他病院内訪問学級との交流および協同学習も行っています。また、森川本校を会場に行われる運動会や文化祭の行事にも訪問学級から参加することが可能です。
- ・ 入院中も、主治医・看護師だけでなく、前籍校の担任教師や病院内訪問学級の教師への相談や交流は続き、治療中の子どもを支えています。

■ ICT交流とは？

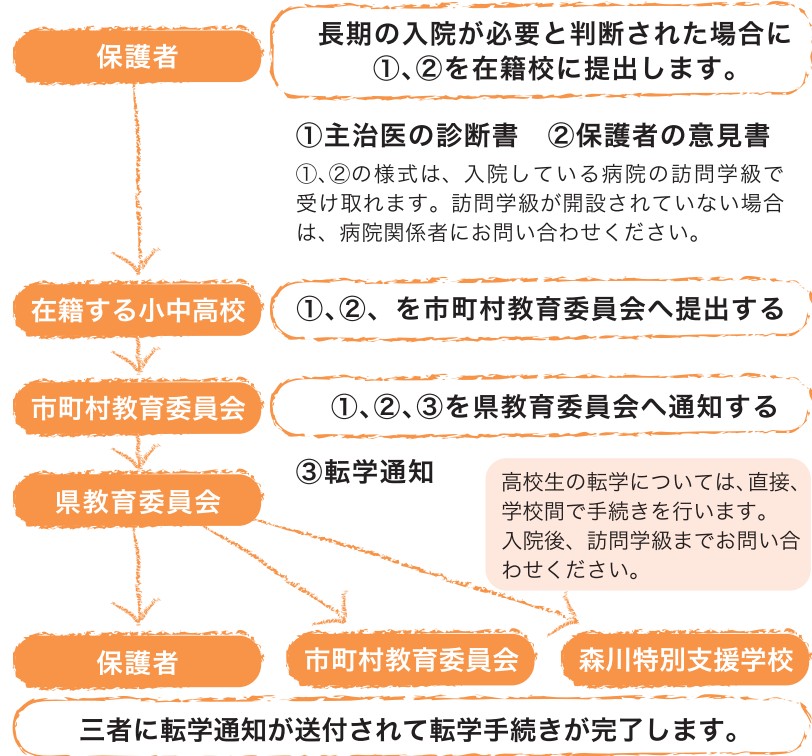
院内学級と前籍校の級友とを Skype でつなぎ、お互いの表情を見ながら協同学習や意見交換、歌・演奏等での交流が可能です。入院治療を行っている児童生徒を元気づけ、気にしている級友に近況を知らせることができます。退院後のスムーズな学校復帰に向けた効果的な取り組みです。

■ 訪問学級に転入するとき

訪問学級に転入する際には、前籍校の担任とともに、学習内容の引き継ぎや入院中の連携方法についての調整を行います。退院後の転出の際には、担当医、前籍校の管理者、養護教諭、担任、保護者、そして特別支援学校の担任がカンファレンスを行い、児童生徒の学校復帰に向けて、体の状態や生活上の注意点、学習の状況などを確認していきます。



【転学の流れ】



子ども向けの制度 ➡P84

(2) ファミリーハウス

ファミリーハウス「がじゅまるの家」は、離島や遠方から県立南部医療センター・こども医療センターなどに入院・通院する子どもとその家族が滞在できる施設です。あらかじめ「がじゅまるの家」までお問い合わせください。

ファミリーハウス「がじゅまるの家」 ☎ 098-888-0812

FAX:098-979-6771 (受付時間:9時~17時)
〒901-0115 南風原町新川272-16 HP:http://gajyumarunoie.com
※利用予約の受付は、利用開始の1ヵ月前から前日まで。
(緊急の場合はその限りではありません。)

(2016年2月現在)

(3) 入院中のきょうだい支援

子どもが入院すると、親が長く病院に付き添い、病気の子どもに関心が集まることで、きょうだいは何かと我慢を強いられ、寂しい思いをします。きょうだいへも病気のことを可能な範囲で説明し、一対一で対話をすることが大切です。また、きょうだいの担任教師や保育士などとも連絡を取り、きょうだいへの支援を依頼しましょう。

ファミリーサポートセンター ➡P57参照

(4) 退院後およびAYA世代に関する相談

小児がんでは、晩期合併症の問題や、小児がんと成人がんの境界領域の世代を指す「AYA世代」に関する問題（進学、就職、結婚などに関する心理面の支援も必要になることが多いと言われています）など、長期フォローアップが必要になります。まずは、治療を受けた病院の担当医や相談支援センターに相談し、診察の際に様々な問題や悩みについてアドバイスを受けましょう。

(5) 養育支援訪問事業

各市町村では、育児に関する不安や孤立感などを抱えている方などを対象に、支援員が家庭を訪問し、育児に関する専門的な悩みを聞き、育児の負担感を少しでも軽減できるよう、育児や家事の手伝いや、育児に関する専門的な支援を実施しています。

☎ 問い合わせ先 各市町村児童福祉担当課 ➡P88参照

(6) 一時預かり事業、病児・病後児保育事業

保護者が病気や冠婚葬祭など、緊急一時的に家庭での保育が難しい場合、乳児又は幼児を保育所等において、一時的に預かる事業を行っています。(一時預かり事業)

また、病気のため、保育所に預けられない子どもを医療機関等で一時的に預かる事業も行っています(病児・病後児保育事業)。

☎ 問い合わせ先 各市町村児童福祉担当課 ➡P88参照